

## 令和4年度におけるJAXA業務実績に係る各府省の評定

## 現 行

評価項目	各府省担当評価項目 (●は部分的に所掌している項目)			
	内閣	総務	文科	経産
	○	○	○	●
III.3 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施	○	○	○	●
III.3.1 準天頂衛星システム等	○	○	○	○
III.3.2 海洋状況把握・早期警戒機能等	○	○	○	
III.3.3 宇宙状況把握	○	○	○	
III.3.4 宇宙システム全体の機能保証強化	○	○	○	
III.3.5 衛星リモートセンシング	○	○	○	○
III.3.6 宇宙科学・探査※	○	○	○	○
III.3.7 國際宇宙探査	○	○	○	○
III.3.8 ISSを含む地球低軌道活動	○	○	○	○
III.3.9 宇宙輸送システム	○	○	○	○
III.3.10 衛星通信等の技術実証	○	○	○	○
III.3.11 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術(追跡運用技術、環境試験技術等)	○	○	○	○
III.4 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組	○	○	○	○
III.4.1 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組	○	○	○	○
III.4.2 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化(スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む)	○	○	○	○
III.5 航空科学技術			○	
(新 設)				
III.6 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組	●	○	○	●
III.6.1 国際協力・海外展開の推進及び調査分析	○	○	○	○
III.6.2 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献	○	○	○	○
III.6.3 プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保		○	○	
III.6.4 情報システムの活用と情報セキュリティの確保		○	○	
III.6.5 施設及び設備に関する事項		○	○	
III.7 情報収集衛星に係る政府からの受託	○	○	○	
IV 業務運営の改善・効率化に関する事項		○	○	
V 財務内容の改善に関する事項		○	○	
VI.1 内部統制		○	○	
VI.2 人事に関する事項		○	○	

※JAXA法に基づき「宇宙科学に関する学術研究」については文部科学省のみが評価を担当。

## 改正案

評価項目	各府省担当評価項目 (●は部分的に所掌している項目)			
	内閣	総務	文科	経産
	○	○	○	●
III.3 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施	○	○	○	●
III.3.1 海洋状況把握・早期警戒機能等	○	○	○	
III.3.2 宇宙システム全体の機能保証強化	○	○	○	
III.3.3 宇宙状況把握	○	○	○	
III.3.4 次世代通信サービス(旧衛星通信等の技術実証)	○	○	○	○
III.3.5 リモートセンシング(旧衛星リモートセンシング)	○	○	○	○
III.3.6 準天頂衛星システム(旧準天頂衛星システム等)	○	○	○	○
III.3.7 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術(追跡運用技術、環境試験技術等)	○	○	○	○
III.3.8 宇宙科学・探査※	○	○	○	○
III.3.9 月面における持続的な有人活動(旧國際宇宙探査)	○	○	○	○
III.3.10 地球低軌道活動(旧ISSを含む地球低軌道活動)	○	○	○	○
III.3.11 宇宙輸送(旧宇宙輸送システム)	○	○	○	○
III.4 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組	○	○	○	○
III.4.1 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組	○	○	○	○
III.4.2 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化(スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む)	○	○	○	○
III.5 航空科学技術			○	
III.6 戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化	○	○	○	○
III.7 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組	●	○	○	●
III.7.1 国際協力・海外展開の推進及び調査分析	○	○	○	○
III.7.2 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献	○	○	○	○
III.7.3 プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保		○	○	
III.7.4 情報システムの活用と情報セキュリティの確保		○	○	
III.7.5 施設及び設備に関する事項		○	○	
III.8 情報収集衛星に係る政府からの受託	○	○	○	
IV 業務運営の改善・効率化に関する事項		○	○	
V 財務内容の改善に関する事項		○	○	
VI.1 内部統制		○	○	
VI.2 人事に関する事項		○	○	

※JAXA法に基づき「宇宙科学に関する学術研究」については文部科学省のみが評価を担当。

—— :項目順の変更  
- - - :項目名変更及び順序変更